

平成27年度 年次報告の概要



原子力規制委員会

第1章 総論(P1)

第2章 原子力規制行政に対する信頼の確保

第1節 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保(P2)

第2節 組織体制及び運営の継続的改善(P3)

第3節 国際社会との連携(P4)

第4節 法的支援・訴訟事務への着実な対応(P4)

第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

第1節 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善(P5)

第2節 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施(P6～10)

第3節 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携(P10)

第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

第1節 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視(P11～12)

第2節 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析(P13)

第3節 放射線モニタリングの実施(P13)

第5章 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

- 第1節 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善(P14)
- 第2節 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積(P14)
- 第3節 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立(P15)

第6章 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

- 第1節 核セキュリティ対策の強化(P16)
- 第2節 保障措置の着実な実施(P17)

第7章 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

- 第1節 原子力災害対策指針の継続的改善(P18)
- 第2節 放射線モニタリングの充実(P18)
- 第3節 原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等(P19)

付章 平成27年度の活動実績

- 第1節 原子力規制委員会の開催実績
- 第2節 各種検討会合等の実績
- 第3節 主な原子力施設の検査状況

第1章 総論

- 原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の重大事故の教訓を踏まえ、原子力利用の「推進」と「規制」を分離し、規制事務の一元化を図るとともに、専門的な知見に基づき中立公正な立場から、独立して原子力安全規制に関する業務を担う行政機関として、平成24年9月に発足した。
 - 発足時より、原子力利用における安全の確保、核セキュリティ等に関する規制等に加え、原子力災害対策指針の策定等、原子力防災に関する技術的・専門的立場からの事務を担っている。
 - 平成25年4月には、文部科学省より、保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制に関する事務が移管された。
 - 平成26年3月には、独立行政法人原子力安全基盤機構を原子力規制委員会に統合し、その業務を移管した。
- 平成26年度に引き続き、原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、「独立した意思決定」、「実効ある行動」、「透明で開かれた組織」、「向上心と責任感」及び「緊急時即応」を組織理念として、様々な課題に取り組んだ。
- 平成27年9月18日には、更田委員及び中村委員が任期満了を迎え、平成27年9月19日、更田委員が再任されるとともに、新しく伴委員が着任した。

第2章 原子力規制行政に対する信頼の確保

第1節 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

- 平成26年度に引き続き、原子力規制委員会は、組織理念に基づき、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行った。
- 中立性の確保については、平成26年度に引き続き、独自に定めた原子力規制委員会委員の行動規範や外部有識者の選定に当たっての要件等を遵守した。平成27年9月に新たに着任した伴委員についても、就任前3年間の寄付等の情報を就任日に公開した。
- 透明性の確保については、平成26年度に引き続き、原子力規制委員会、審査会合、各種検討チーム等を公開で開催するとともに、これらの議事録及び資料の公開、インターネット動画サイトによる生中継に加え、委員3人以上の規制に関わる打合せ及び被規制者との面談の議事概要等の公開を徹底した。幅広い報道機関に対する積極的な記者会見（原子力規制委員会委員長定例会見は週1回、原子力規制庁定例ブリーフィングは週2回）についても継続した。
- また、国内外の多様な意見を聴くため、外部とのコミュニケーションとして、以下の取組を行った。
 - ＜事業者とのコミュニケーション＞

平成26年度に引き続き、主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者等との意見交換を行った。平成27年10月には、それまでの意見交換の総括を行い、今後意見交換を継続していくにあたっては、事業者側から提案された議題等を含め、極力制限を設けずに意見交換を行うこととし、この方針の下、平成28年2月から、2事業者と意見交換を行い、事業者側から提案された議題についても意見交換を行った。
 - ＜地方公共団体等とのコミュニケーション＞

原子力規制委員会委員長は、平成27年10月、8日間にかけて福島県を訪問し、14市町村の首長と面会を行い、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の現状等を説明し、意見交換を行った。
 - ＜国内外におけるその他のコミュニケーション＞

平成26年度に引き続き、原子力規制委員会における各種検討会合において外部有識者を構成員に含め、その知見を活用した。また、平成27年11月には、米国、英国及び仏国の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する3名の国際アドバイザーと原子力規制委員会委員長及び委員との意見交換を行い、後日、書面による助言を受けた。

第2章 原子力規制行政に対する信頼の確保

第2節 組織体制及び運営の継続的改善

① マネジメントシステムの本格的な運用と改善

- 原子力規制委員会は、業務の品質の維持向上及び安全文化の醸成を目指し、原子力規制委員会マネジメント規程に基づくマネジメントシステムについて、平成27年4月から本格的な運用を開始した。
- このマネジメントシステムの下、「原子力規制委員会の組織理念」、「原子力安全文化に関する宣言」、「核セキュリティ文化に関する行動指針」、「原子力規制委員会第1期中期目標」及び「原子力規制委員会平成27年度年度重点計画」等に沿って業務を実施し、平成28年3月2日の原子力規制委員会において本年度重点計画の実績・成果について評価を行った。この評価により、次年度に向けた取組を踏まえた「平成28年度年度重点計画」を平成28年3月30日の原子力規制委員会において決定した。
- 内部監査の結果、監査機能の強化を図る必要があると判断し、平成28年度機構要求にて「監査・業務改善推進室」を要求し、政府案として容認された。

② IRRSの受入れと指摘への対応

- 国際原子力機関(IAEA)は、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価するレビューとして、総合規制評価サービス(IRRS)を実施している。平成28年1月11日～22日には、IRRSミッションチームが来日し、原子力規制委員会に対しレビューを行った。
- IRRSミッションチームは、“日本の原子力及び放射線の安全に係る規制機関が、2012年の設置以来、独立性及び透明性を実証しつつ規制活動に取り組んできた”と言及する一方、“原子力施設が再稼働していく中で、規制機関の技術的能力を更に強化する必要がある”こと等を指摘した。
- 原子力規制委員会は、IRRSミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの及びIRRSミッション受入れのために行った自己評価の過程で浮き彫りにされた改善すべき事項について、最終報告書の提示を待たずに、できることから課題解決に向けた取組を開始するとの方針の下、既に検討を開始しており、平成28年3月16日の原子力規制委員会において、IRRSにおいて明らかになった課題とこれらの課題への平成28年度の対応方針をとりまとめた。

第2章 原子力規制行政に対する信頼の確保

第3節 国際社会との連携

- 国際機関との連携として、国際原子力機関(IAEA)や経済協力開発機構／原子力機関(OECD/NEA)の常設委員会を含む各種会議に参加し、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓を国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報・意見交換を行った。
- 諸外国の原子力規制機関との協力として、国際原子力規制者会議(INRA)、日中韓上級規制者会合(TRM)等に参加した。

第4節 法的支援・訴訟事務への着実な対応

- 原子力規制委員会の業務に係る法的支援・訴訟事務について、関係機関と連携しつつ対応を行った。具体的には、平成27年度中に、原子力規制委員会の事務に係る係争中の43件及び判決があった2件の訴訟について、関係省庁等と協力して、対応を行った。また、原子力規制委員会発足後初となる発電用原子炉設置変更許可処分に係る異議申し立てについて、適切に対応した。

第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

第1節 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善

① 規制制度や運用の継続的改善

- IRRSミッションの受入れ準備の一環として、規制制度の見直しの方向性について、平成27年10月9日及び28日の原子力規制委員会において議論を行い、特に検査制度については、諸外国の検査制度等も参考にしつつ、改善に取り組むこととした。
- 保安検査のあり方については、平成27年8月19日の原子力規制委員会において、この時点における検討結果を取りまとめた。取りまとめた事項のうち、「抜打ち型検査及び職員インタビュー手法」については、平成27年度の実用発電用原子炉に係る保安検査において本格運用を開始しており、その他の事項も含め、運用を行いながら改善を継続していくこととしている。

② 緊急作業員の被ばくに関する規制の見直し

- 緊急作業時における被ばくに関する規制の見直しについて、パブリックコメントや放射線審議会への諮問を経て、平成27年8月5日の原子力規制委員会において関係規則等の改正案を決定した。

第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

第2節 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

① 实用発電用原子炉に係る審査・検査の実施

- 实用発電用原子炉については、平成25年7月に新規規制基準を施行した後、平成27年度までに11事業者から16原子力発電所(26プラント)について新規規制基準への対応に係る設置変更許可申請等が提出された。これらの申請について適合性審査を進めており、平成27年7月には伊方発電所3号炉の設置変更許可を行ったほか、川内原子力発電所2号炉、高浜発電所3号炉及び4号炉並びに伊方発電所3号炉について工事計画の認可を行った。
- また、審査全体を効率的に進める工夫にも取り組んでおり、審査会合の前には、事実確認等のために行う事業者ヒアリングの議事要旨を作成・公開するとともに、審査会合の議事録を公開し、審査会合の後には事業者との面談を実施して指摘事項等を整理し、お互いの認識を共有している。
- また、適合性審査の結果のみならず主な論点等も併せてまとめた審査書を作成するとともに、平成27年11月11日にはこれまでの審査結果を踏まえ、適合性審査で確認すべき事項を整理し、約1800ページにわたる「伊方発電所3号炉に係る新規規制基準適合性審査の視点及び確認事項」を公表した。
- 川内原子力発電所1号炉及び2号炉並びに高浜発電所3号炉及び4号炉に係る使用前検査において、認可された工事計画に従って工事が行われているかどうか等を確認し、川内原子力発電所1号炉に関しては平成27年9月10日に、川内原子力発電所2号炉に関しては平成27年11月17日に、高浜発電所3号炉に関しては平成28年2月26日に使用前検査合格証を交付した。
- このほか、原子力規制委員会は、原子力施設近傍に原子力規制事務所(全22か所)を設置し、原子力保安検査官等を配置している。平成26年度に引き続き、現地駐在の原子力保安検査官を中心に、实用発電用原子炉を対象として、保安規定の遵守状況の検査等を定期的実施したほか、施設の形態を踏まえた、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行った。

第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

第2節 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

②核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査の実施

- 核燃料施設等については、平成25年12月に新規制基準を施行した後、平成27年度までに、9事業者から20施設について新規制基準への対応に係る事業変更許可申請等が提出された。これらの申請について、平成27年度中に、55回の審査会合を行い、適合性審査を進めている。
- これらの審査に当たっては、事業者側の法令解釈等に関する不明点等について行政相談を実施した。
- このほか、平成26年度に引き続き、原子力規制事務所の原子力保安検査官を中心に、核燃料施設等を対象として、保安規定の遵守状況の検査等を定期的実施したほか、施設の形態を踏まえた、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行った。

③原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

- 平成27年度中に、研究開発段階にある原子炉及び再処理施設において、それぞれ1件ずつ、実用発電用原子炉において2件の、法令に基づき原子力規制委員会に報告すべき事象が発生した。原子力規制委員会は、これらの法令報告事象のうち、研究開発段階にある原子炉及び再処理施設において発生した事象について、事業者から提出された原因と対策に係る報告書を精査し、その再発防止策が妥当なものであるとの評価を行った。また、実用発電用原子炉において発生した2件の事象については、事業者から報告を受けたところであり、今後、事業者が行う原因究明及び再発防止策について、厳格に確認していく。
- このほか、個別トラブル等のうち、浜岡原子力発電所5号炉の海水流入事象については、平成27年12月15日、中部電力株式会社から報告書を受領し、原子力規制庁においてヒアリングを実施するなど適切に対応している。また、柏崎刈羽原子力発電所等で確認された不適切なケーブル敷設事案については、平成28年1月29日に東京電力株式会社の報告書を受領し、平成28年2月10日の原子力規制委員会において、当該報告の概要並びに原子力規制庁の当該報告に対する評価及び今後の対応方針について原子力規制庁から報告を受けた。

第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

第2節 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

④ 実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施

- 運転期間延長認可制度に関しては、平成27年度に1事業者から2原子力発電所3プラントの申請が提出された。これらの申請については、原子力規制委員会において了承した方針に基づき審査を行っているところであり、平成27年度中に、審査会合を計5回開催し、厳正かつ適切に審査を進めている。
- 高経年化対策制度に関しては、平成27年度までに、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントとして6事業者から8原子力発電所10プラントの、運転を前提とした評価を行っているプラントとして2事業者から3原子力発電所7プラントの申請があった。厳正かつ適切に審査を行った結果、平成27年度中に、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っている5プラント、運転を前提とした評価を行っている4プラントについて、高経年化対策制度に係る保安規定変更申請を認可した。

⑤ 敷地内破砕帯の活動性の評価

- 旧原子力安全・保安院での検討において発電所敷地内の破砕帯の追加調査が必要とされた6つの発電所のうち、平成27年度においては、平成26年度までに評価が終了している発電所を除いた3つの発電所(美浜、志賀、もんじゅ)について、関係学会から推薦を受けた有識者で構成する会合を開催し、現地調査と評価を実施した。
- 美浜発電所については、有識者会合において評価書が取りまとめられ、平成27年9月30日の原子力規制委員会において報告を受けた。
- なお、本評価結果については重要な知見の一つとして参考としつつ、新規制基準適合性に係る原子力規制委員会としての判断は、新規制基準適合性審査において行うこととしている。

第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

第2節 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

⑥火山活動のモニタリングに係る検討

- 原子力施設における火山活動のモニタリングに関して、巨大噴火の可能性に繋がる異常が検知された場合に、原子力規制委員会として原子炉の停止を求める等の対応を行う必要があることから、巨大噴火に関連した火山学上の知見や考え方の整理を行うべく、平成27年度中に、「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム」を計2回開催した。
- その後、平成27年8月26日の原子力規制委員会において、「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム提言取りまとめ」について報告を受け、この提言を踏まえ、平成27年12月16日の原子力規制委員会において、原子炉安全専門審査会の新たな調査審議事項として、原子炉施設の火山モニタリング結果の評価を追加する旨の決定をした。また、平成28年3月25日の第7回原子炉安全専門審査会において、当該審議事項のため原子炉安全専門審査会に原子炉火山部会を設置することを決定した。

⑦もんじゅへの対応

- もんじゅについては、原子力規制委員会発足以降も、保守管理等の不備に係る種々の問題が次々と発覚していた。
- このため、原子力規制委員会は、平成27年11月13日、これまでのもんじゅに関する一連の経緯と問題点を踏まえ、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構はもんじゅの出力運転を安全に行う主体として必要な資質を有していないと判断し、原子力規制委員会設置法第4条第2項の規定に基づき、文部科学大臣に対し、以下のとおり勧告を行った。

<勧告文(平成27年11月13日原規規発第1511131号)(抜粋)>

次の事項について検討の上、おおむね半年を目途として、これらについて講ずる措置の内容を示されたい。

- 一 機構に代わってもんじゅの出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者を具体的に特定すること。
- 二 もんじゅの出力運転を安全に行う能力を有する者を具体的に特定することが困難であるならば、もんじゅが有する安全上のリスクを明確に減少させるよう、もんじゅという発電用原子炉施設の在り方を抜本的に見直すこと。

第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

第2節 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

⑧審査結果等の丁寧な説明

- 高浜発電所3号炉及び4号炉の原子炉設置変更許可の審査結果について、立地自治体である福井県が設置した専門委員会等の場や、隣接する京都府内の7市町で開催された住民説明会等において説明を行った。
- 伊方発電所3号炉の原子炉設置変更許可後には、審査結果について、立地自治体である愛媛県及び伊方町が設置した専門委員会等の場や、愛媛県内の6市で開催された住民説明会等において説明を行った。
- 審査結果の説明にあたっては、一般の方々が理解しやすいように絵や写真を用いた審査結果の概要資料を作成し、説明を行うとともに、当該資料を原子力規制委員会のウェブサイトにおいて公表した。

⑨放射線障害防止法に係る制度整備等

- 日本国内の放射性同位元素等の取扱施設の緊急時対応体制について、IAEAが緊急時の準備と対応について要求している事項が国内でどの程度実施可能か検討するため、国内及び海外の実態調査を行った。
- 放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害を防止するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射性同位元素等の使用について厳正かつ適切に審査を行い、新規に51件の許可を行うとともに、約354件の立入検査を厳正かつ適切に行った。

第3節 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

- 安全性と核セキュリティの双方の措置の調和を図ることについては、「核セキュリティ文化に関する行動指針」と「原子力安全文化に関する宣言」において明記し、原子力規制委員会の組織理念の下、全ての職員の責務として位置づけた。これを踏まえ、安全性と核セキュリティの両立のため、核物質防護情報の管理、設置変更許可申請に対する審査の進め方等について効率的な連携を行った。

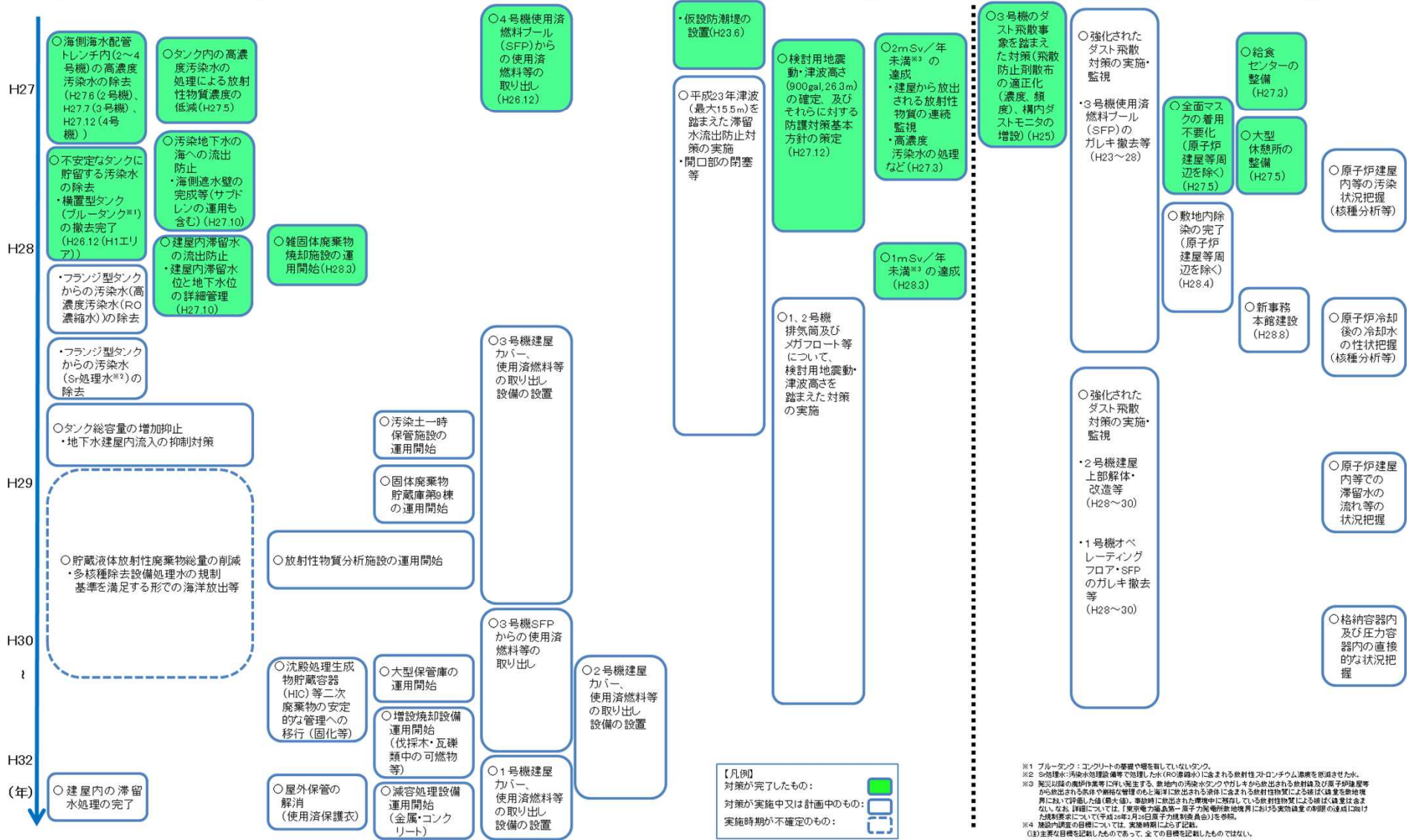
第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

第1節 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

- 原子力規制委員会は、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、平成24年11月7日に東京電力福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力株式会社に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項を示した。その後、措置を講ずべき事項に基づき策定した「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の認可申請を受理し、留意事項を示した上で平成25年8月14日にこれを認可した。
- この1年間において、固体廃棄物貯蔵庫第9棟の設置等、42件の実施計画の変更を認可するとともに、実施計画の遵守状況に関しては、現地に駐在する原子力保安検査官による日常的な巡視活動のほか、保安検査、使用前検査、溶接検査等により、東京電力株式会社の取組を監視している。
- 原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の措置に関する目標を示すことを目的として、平成27年2月18日の原子力規制委員会において、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成27年2月版)」を策定した。その後、当該マップの策定から約半年経過し、いくつかの目標が達成されたこと等の進捗状況を踏まえ、平成27年8月5日の原子力規制委員会において、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成27年8月版)」へ改定を行った。
- また、事故から5年が経過しようとする中で、様々なトラブルに緊急的に対応していた「事態対処型」の状態から、廃棄物の管理や廃炉に向けた対策全般について、計画を一つ一つ十分に検討し、着実に対策を進めることのできる「計画的対処」の状態に移行したと認識し、平成28年3月2日の原子力規制委員会において、廃炉作業の状況等を踏まえ、「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成28年3月版)」へ改定を行った。
- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業が進捗するに従って、放射性廃棄物等の安定的な長期管理がより一層重要な課題となったことから、平成27年10月28日の原子力規制委員会において、特定原子力施設監視・評価検討会の体制を見直すとともに、特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会を新たに開催することを決定した。

参考 福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成28年3月版）

分野	液体放射性廃棄物	固体放射性廃棄物	使用済燃料プール	地震・津波	敷地境界実効線量(評価値)	ダスト飛散防止・抑制	労働環境改善	施設内調査※4
目的	液体放射性廃棄物が溜まっていることにより生ずる漏えいリスクの低減	廃炉作業の進捗に伴い発生する固体放射性廃棄物の飛散・漏えいリスクの抑制	使用済燃料プールにおいて顕在化するリスクの除去	汚染水や使用済燃料を内在する建屋等において顕在化するリスクの除去	廃炉作業に伴う敷地外に対する被ばくリスクの制限	廃炉作業に伴い発生する放射性价スの飛散リスクの抑制	持続的廃炉作業を可能とする環境の実現	被災した施設内の状況把握



※1 ブルータンク：コンクリートの基礎や壁を有していないタンク。
 ※2 Sr処理水：汚染水処理設備で処理した水（RO濃縮水）に含まれる放射性ストロンチウム濃度を低減させた水。
 ※3 緊急対応の廃炉作業等に伴い発生する、敷地の汚染水タンクやガシキから放出される放射性物質及び原子炉建屋等から放出される気体や塵埃状物質の飛散による海洋に放出される放射能による被ばく線量を敷地境界において評価した値（最大値）。事故時に放出された汚染水中に残留している放射性物質による被ばく線量は含まれない。詳細については「東京電力福島第一原子力発電所事故後、原子炉建屋等敷地境界における実効線量の削減の取組」を参照。
 ※4 施設内調査の目的については、実施時期によらず記載。
 (注) 主要な目標を記載したものであって、全ての目標を記載したものでない。

第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

第2節 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、平成26年10月8日の原子力規制委員会において中間報告書を取りまとめた。
- 平成27年度には、国会事故調等の指摘事項以外の検討項目を抽出するため、原子力規制庁において東京電力株式会社による調査の進捗状況を確認する等の取組を行った。また、OECD/NEAによる調査研究活動等に参加した。

第3節 放射線モニタリングの実施

- 原子力規制委員会では、「総合モニタリング計画」(平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、平成27年4月1日改定)に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎週公表している。
- 平成27年5月及び同年11月には、平成26年11月と同様に、IAEA環境研究所の専門家等が来日し、原子力規制庁等と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海の海水等を採取し、日本のデータの信頼性が高いことを確認した。
- 平成28年2月10日の原子力規制委員会においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年が経過しようとする中で、約5年間のモニタリング結果を整理し、今後のモニタリングの見直しの方向性等について議論を行った。

第5章 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

第1節 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

①規制基準の継続的改善

- 平成27年度は、特定重大事故等対処施設等に係る経過措置規定について、その設置義務の適正かつ円滑な履行を確保するため、必要な見直しを行った。
- 民間規格の活用に関して、日本電気協会が策定した「原子炉構造材の監視試験方法」2013年追補版について、平成27年10月7日に技術評価書を取りまとめ、技術基準規則解釈の一部改正を行った。

②廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討

- 廃炉等に伴う放射性廃棄物の埋設に係る規制に関して、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームを10回開催し「炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について(案)」を策定する等、規制の基本的考え方について審議し、検討を進めた。

第2節 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積

①安全研究の推進

- 原子力規制委員会における安全研究として、「原子力規制委員会における安全研究について—平成27年度版—」に基づき、37件の安全研究プロジェクトを実施した。安全研究の成果として、規制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断のための技術的基礎、実験データ等を取りまとめた報告書を「NRA技術報告」として4件公表した。
- 平成27年7月8日の原子力規制委員会において、平成26年度に実施した安全研究プロジェクトの中間評価、事後評価及び年次評価を行った。

②国内外のトラブル情報の収集・分析

- 安全研究の実施のほかにも、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析し、国内への対応について技術情報検討会、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会において審議を行い、その結果について原子力規制委員会で報告を受けた。

第5章 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

第3節 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

①人材の確保

- 実務経験者の確保については、積極的に募集を行い、安全審査・検査、原子力防災、安全研究等の業務を担当する技術系職員等を採用した。
- 若手職員の採用については、原子力規制庁独自の採用試験である原子力工学系採用試験も活用し、採用活動を行った。

②研修体系等の整備

- 職員の専門性の向上のため、平成26年度に引き続き、以下の取組を行った。
 - 職員が担当業務の遂行上必要な力量(知識及び技能)を計画的に修得できる仕組みの整備
 - 検査官等が受講すべき研修やOJT等の見直しを行う等、研修体系の見直しを実施
 - 研修用プラントシミュレータの開発・整備及び研修カリキュラムの開発
 - 知識管理・技術伝承の取組の推進
 - 職員向けに各種研修プログラムを設け、原子力規制に関する専門研修等を計画的に実施

上述した取組のうち、平成26年度補正予算にて開発・整備を開始した研修用プラントシミュレータに関しては、これを用いた研修を開始した。また、平成27年度補正予算を措置し、より実践的な訓練が可能となる設備の付加、改良型沸騰水型発電用原子炉等の炉型の追加の開発・整備に着手した。

③ノーリターンルールの運用方針明確化

- 平成27年9月の原子力規制委員会において、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織を明確にしたノーリターンルールの運用方針を決定し、これに基づき適切に人事異動を行うこととした。

第6章 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

第1節 核セキュリティ対策の強化

①核セキュリティ上の課題への対応

- 平成25年7月より、核セキュリティに関する検討会において、個別課題の具体的検討を進めるため、それぞれの課題を取り扱うワーキンググループを開催して検討を行っている。
- そのうち、個人の信頼性確認制度の導入に関しては、警察等の関係行政機関と連携を取りつつ検討を行い、信頼性確認を行う者の範囲、信頼性確認の項目、具体的にどのような確認を行うのかといった個人の信頼性確認制度の方向性について報告書を取りまとめ、平成27年10月、原子力規制委員会として、個人の信頼性確認制度の詳細な制度設計に入ることと決定した。
- 平成26年度に受け入れた、IAEAの国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)のミッションにおける報告書の勧告事項や助言事項について、関係省庁と協議しつつ、継続的な改善の一環として措置を講じている。
- 原子力規制委員会における核セキュリティ文化を醸成する取組についても、職員に対する研修等を通じ、継続的に取り組んでいる。

②核物質防護検査等の実施

- 原子力規制委員会では、特定核燃料物質の防護のために事業者及びその従業者が守らなければならない核物質防護規定の認可、当該規定の遵守状況の検査を行っている。この1年間において、37件の核物質防護規定の変更の認可等を実施し、核物質防護規定の遵守状況の検査においては事業者における核セキュリティ文化醸成や、サイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等の確認を厳正かつ適切に行った。

第6章 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

第2節 保障措置の着実な実施

- 原子力規制委員会は、日・IAEA保障措置協定及び追加議定書に基づき、我が国の核物質が核兵器等に転用されていないことの確認をIAEAから受けるために、次の保障措置活動を実施した。
 - 原子力施設や大学等が保有する全ての核物質の在庫量等のとりまとめとIAEAへの報告
 - 報告内容が正確かつ完全であることをIAEAが現場で確認するための査察等への対応
- 原子力規制委員会は、平成26年度に引き続き、東京電力福島第一原子力発電所においても、廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動を実施した。
- 平成27年6月にIAEAより公表された「2014年版保障措置声明」においても、我が国に対しては、平成16年以降継続して「全ての核物質が平和的利用の範囲にあると見なされる(拡大結論)」との評価を受けた。

第7章 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

第1節 原子力災害対策指針の継続的改善

- 東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策、UPZ外における防護措置の実施方策や予測的手法の記載の削除等について、平成27年4月に原子力災害対策指針を改正した。
- また、原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練等、原子力災害と自然災害との複合災害を見据えた連携、避難退域時における検査及び除染等の具体化等について、平成27年8月に同指針を改正した。併せて、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターを指定した。

第2節 放射線モニタリングの充実

①緊急時モニタリング体制の充実・強化

- 原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うため、平成27年7月には、愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所に地方放射線モニタリング対策官を増員し、現地における緊急時モニタリング体制の強化を図った。
- 緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、平成27年6月から運用を開始した。

②全国の環境中の放射線等の測定

- 平成26年度に引き続き、原子力発電施設等の周辺地域における放射線の影響及び全国の環境放射能水準を調査するため、全国47都道府県における環境放射能水準調査、原子力発電所等周辺海域(全16海域)における海水等の放射能分析、原子力発電施設等の立地・隣接道府県(24道府県)が実施する放射能調査等の支援を行った。
- なお、平成28年1月6日に北朝鮮が核実験を実施したとの発表等を受け、同日付の放射能対策連絡会議申合せに基づき、我が国への放射能影響を把握するため、都道府県等関係機関の協力を得て、モニタリングを強化し、その結果を公表した。

第7章 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

第3節 原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等

① 緊急時対応能力の強化

- 原子力規制委員会としての危機管理に係る取組として、原子力災害対策指針、各種計画等の改正結果を踏まえて、原子力規制委員会防災業務計画、初動対応マニュアル、原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル及び原子力規制委員会国民保護計画を修正等するとともに、業務継続計画に基づく首都直下地震初動対応訓練を実施し、原子力規制委員会が行う緊急時対応の円滑かつ的確な実施のための危機管理体制の基盤整備に努めた。
- 平成26年度に引き続き、実務研修及び防災携帯の整備を実施し、原子力規制委員会初動対応マニュアルに基づく初動対応能力の維持向上に努めた。
- 平成27年11月に、伊方発電所を対象として、国、地方公共団体及び原子力事業者の合同で、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力総合防災訓練が実施され、内閣府政策統括官(原子力防災担当)と原子力規制委員会との連携を含め、複合災害時の各関係機関における防災体制の確認及び「伊方地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性の検証等を行った。

② 事業者防災の強化

- 事業者における危機管理に係る取組として、原災法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、平成27年度の原子力事業者訓練報告会において、原子力規制委員会が策定した評価指標(案)を用いて、試行的な評価を行った結果等について意見交換を行い、これまでの訓練実績の積み重ねにより、訓練内容が着実に高度化していることを確認した。